【文京区外からお申込みの場合にご提出ください（電子申請の場合は不要）】

【文京区】転入に関する確認書

申請日　　年　　月　　日

現在の住所	〒								
保護者	母		TEL						
	父		TEL						
申請児童名 （生年月日）	児童名			年		月		日生	
	児童名			年		月		日生	
	児童名			年		月		日生	

1　確認事項①

(1)	文京区以外に、入園申請をしている市区町村はありますか？ 「はい」の場合は、申請している市区町村名をすべて記載してください。	☐ はい ☐ いいえ
	市区町村名	
(2)	現在文京区外の認可保育施設に在園していますか？ 「はい」の場合は、在園している認可保育施設名を記載してください（申請児童全員）。	☐ はい ☐ いいえ
	認可保育施設名 / 施設がある市区町村名	
(3)	裏面の必要書類に不備がないことを確認し、重要事項を保護者全員が理解・同意のうえで申請します。	☐ はい
(4)	入園月の１日までに実際の居住地を文京区内とし、住民登録を文京区へ異動する予定はありますか？ （海外からお申込みの場合は、上記に関わらず「はい」を選択してください。）	
☐ はい	**「転入予定あり」**として受付します。 書類の提出先：**文京区** ※電子申請も可	**以下「2　確認事項②」もご回答ください。**
☐ いいえ	**「転入予定なし」**として受付します。 書類の提出先：**住民登録がある市区町村** ※電子申請は不可	**以下はご回答不要です。**

2　確認事項②

(1)	入園月の１日までに実際の居住地を文京区とし、住民登録を文京区へ異動します。 ※「いいえ」の場合は、調整指数「区民」（4点）の対象外となり、ご申請いただける保育施設にも制限があります。	☐ はい ☐ いいえ
(2)	文京区へ転入後、速やかに文京区幼児保育課入園相談係の窓口において、利用申請手続きをします。	☐ はい
(3)	【上記(1)が「はい」の方のみ】 上記(1)・(2)の手続きを完了できない際は、内定が出た場合であっても内定取消となることに異議はありません。 （ただし、賃貸借契約書・売買契約書の写し、または「転入に関する申立書」のご提出ができない等のために調整指数「区民」が対象外となる方はこの限りではありません。）	☐ はい

転入先の住所	〒												
転入予定日		年		月		日	帰国予定日 （海外申請者のみ）		年		月		日
国内連絡先 （海外申請者のみ）	〒												
	氏名		続柄		電話番号								

【裏面に続く】

転入に関する確認書（裏面）

➢ 必要書類

(1)	【申請者全員】 ①転入に関する確認書（本紙） ②入所申請書類一式 ③保育の必要性を確認するための書類（ご両親分） ④該当する場合のみ提出が必要となる書類(詳細は「ぶんきょう保育パンフレット2027」をご確認ください)
(2)	【転入予定ありの方】 ①賃貸借契約書または売買契約書の写し（転入後の住所、入居日・引渡日、契約当事者双方の署名・捺印があるもの） ※賃貸契約申込書や重要事項説明書は不可 ※入居日または引渡日は、「入園月の１日」以前の日付であることが必須 ※上記を提出できない場合は、「転入に関する申立書【文京区様式】」でも可（不動産会社または同居人等による証明が必要、転入先住所が明確でない場合（地域名のみ等）は不可） ②ご両親の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、住民票の写し 等） ③申請児童及びきょうだい（小学校３年生まで）の生年月日が確認できる証明書（マイナンバーカード、パスポート、医療証、母子手帳の出生届出済証明があるページ、住民票の写し 等）

※上記以外にも状況に応じて、必要となる書類があります。詳細は「ぶんきょう保育パンフレット2027」をご確認ください

➢ 重要事項

【転入予定ありの方】

(1)	賃貸借契約書・売買契約書の写し、または「転入に関する申立書」が提出できない場合には、調整指数「区民」（4点）の対象外となり、ご申請いただける保育施設にも制限があります。 保育施設の制限についての詳細は、「ぶんきょう保育パンフレット2027」をご確認ください。
(2)	文京区の認可保育施設で内定が出た場合には、二重在籍防止の観点から、住民登録のある市区町村および申請している市区町村に情報共有させていただきます。
(3)	文京区の認可保育施設と他の市区町村の認可保育施設の二重在籍はできません。二重在籍となる場合には、文京区の認可保育施設は内定取消しまたは退所となる場合があります。
(4)	転出に伴う手続きは、住民登録のある市区町村へご確認ください。
(5)	結果通知は、現在の住所（海外申請者は国内連絡先）へ郵送します。
(6)	保留となった場合で、文京区に転入後も他の市区町村の認可保育施設への通園を希望する場合には、文京区幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

【転入予定なしの方】

(1)	転入予定がない方は、調整指数「区民」（4点）の対象外となり、ご申請いただける保育施設にも制限があります。詳細は「ぶんきょう保育パンフレット2027」をご確認ください。
(2)	結果通知は、住民登録がある市区町村へ通知します。 選考結果等は、住民登録がある市区町村へお問い合わせください。
(3)	文京区へ転入（住民登録の異動を含む）した際は、文京区幼児保育課入園相談係の窓口において、利用申請手続きをしてください。